

中間前金払に関するQ & A

平成26年3月20日

※ このQ & Aは三種町における中間前金払の取扱いを示すものです。細部については他の発注機関の取扱いと異なることがありますので、御注意下さい。

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 現在、三種町では請負代金額300万円以上5,000万円までの工事は、請負代金額の10分の4、請負代金額5,000万円を超える工事については、10分の3以内(※)の前払金の請求ができることになっていますが、平成26年4月からは、請負代金額300万円を超える建設工事は、金額の制限無く10分の4以内の前払金の請求ができます。

中間前金払とは、施工の中間時期にさらに10分の2までを追加して支払う前払金のことをいいます。三種町では、請負者と発注者双方の事務の省力化を図りつつ、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを行うため、平成26年4月より中間前金払制度を導入します。

(※5,000万円までの、10分の4を乗じて得た額に加えて5,000万円を超える部分に10分の3を乗じて得た額)

Q 2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 2 中間前金払の対象工事は、当初契約の請負代金額が300万円以上の建設工事ですが、当初の前払金を受領していることが必要になります。

Q 3 中間前金払のメリットは何ですか？

A 3 部分払では出来高検査が必要であるのに対し、中間前金払の認定は書面による審査のみであり、大幅に簡素化されています。単年度の工事では部分払はほとんど活用されていないのが実態ですが、中間前金払を選択すれば、簡単な手続で速やかに代金の一部支払いを受けることが可能になりますし、出来高検査による現場の一時的な停止もありません。

Q 4 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A 4 請負代金が1件300万円以上の工事について、前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 5 工事の出来高が予定を下回っていますが、中間前払金の請求はできますか？

A 5 A 4の支払条件を満たしていれば、請求ができます。

Q 6 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 6 「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を発注者に提出する必要があります。
中間前金払制度では検査はありませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

Q 7 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 7 発注者は、中間前金払認定請求書の提出があつてから原則7日以内に判断し、認定したときは「中間前金払認定調書」により通知します。その後、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を添付の上、中間前払金の請求書を提出しますと、その日より14日以内に支払いをすることになっています。

Q 8 当初契約時に300万円未満の工事が変更契約により300万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 8 当初契約時に300万円未満の工事は中間前金払の対象としません。逆に、当初契約時に300万円以上の工事が減額変更により300万円未満となった場合でも、中間前金払の対象とします。

Q 9 契約変更により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 9 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q 10 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 10 中間前金払と部分払の併用はできません。中間前金払のほうが事務手続き等簡素化されており、メリットが大きいことから、中間前払金を請求できる工事では中間前金払をお勧めします。